

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

佐賀県人事委員会委員長 江 崎 匡 慶

佐賀県人事委員会規則第9号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(育児休暇)</p> <p>第13条 条例第21条第2項の人事委員会規則で定める期間は、育児休暇（条例第21条に規定する育児休暇をいう。以下同じ。）により保育しようとする子の<u>男子職員</u>以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）について当該職員が育児休暇を使用しようとする日における育児休暇（これに相当する休暇を含む。）の承認が行われ、又は同日における労働基準法第67条の規定に基づく育児時間の請求が行われている場合は、1日2回から当該承認又は請求に係る回数を差し引いた回数内で、1日90分から当該承認又は請求に係る時間を差し引いた期間とする。</p> <p>(休暇の単位)</p> <p>第18条 条例第10条から第16条まで、第18条から第20条の2まで、第22条及び第23条に規定する休暇については、次に掲げる単位に</p>	<p>(育児休暇)</p> <p>第13条 条例第21条第2項の人事委員会規則で定める期間は、育児休暇（条例第21条に規定する育児休暇をいう。以下同じ。）により保育しようとする子の<u>男性職員</u>以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）について当該職員が育児休暇を使用しようとする日における育児休暇（これに相当する休暇を含む。）の承認が行われ、又は同日における労働基準法第67条の規定に基づく育児時間の請求が行われている場合は、1日2回から当該承認又は請求に係る回数を差し引いた回数内で、1日90分から当該承認又は請求に係る時間を差し引いた期間とする。</p> <p>(休暇の単位)</p> <p>第18条 条例第10条から第16条まで、第18条から第20条の2まで、第22条及び第23条に規定する休暇については、次に掲げる単位に</p>

改正前	改正後
<p>より与えるものとする。</p> <p>(1) 年次休暇、公務災害休暇、結核性疾患休暇、病気休暇、<u>生理休暇</u>、妊娠障害休暇、産前休暇及び産後休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、特別休暇並びに慶弔休暇 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>より与えるものとする。</p> <p>(1) 年次休暇、公務災害休暇、結核性疾患休暇、病気休暇、<u>フェムケア休暇</u>、妊娠障害休暇、産前休暇及び産後休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、特別休暇並びに慶弔休暇 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。